

神道における医療福祉関連事業

金 田 伊 代

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生文明学専攻
〒 606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 宗教と医療・福祉は相互に関わり合いながら発展を遂げてきた。日本の伝統宗教である「神道」と医療福祉との関わりは、キリスト教や仏教の医療福祉への関与と似通ってはいるが、その様相は異なる。従来、神道と医療福祉の関わりについて調査報告したものが少なく、その全貌は明らかではない。

本稿の目的は、「神道」とくには神社本庁包括下の神社における現在の医療福祉関連事業を概観し、事業開設の経緯と現状を記述することにより、神道と医療福祉の関わりについてその特徴と神道の宗教観を明らかにすることにある。

調査の結果、神社と関わりのある医療福祉関連事業が全国に 12 か所あることが判明した。創設の背景は、概ね地域のために存在しているという神社の存在意義と、その神社に奉務する神職の社会的使命感が潜在しており、具体的な契機としては地域住民からの要請という受動的な理由と、地域貢献と神社護持のためという神社側の能動的理由によることが明らかになった。しかし、その事業はあからさまに神道だという様相はみせず宗教色のない公立の医療福祉施設の様相を呈しているところが多いが、神道のもつ伝統的な宗教観の表れが認められる。

社会的弱者という個人を救済するという思想とは異なる、神道の神観（多神教的）や世界観、人間観に基づき、共同体の存続と発展という「地域貢献」を目的に事業を行っていることが分かった。

キーワード：神社、神道、医療福祉事業、病院、多神教、比較宗教学

1. は じ め に

1.1. 研究の背景と目的

医療や福祉は宗教と密接に関わり合いながら発展を遂げてきた歴史がある。日本の宗教団体の医療福祉関連事業に関して、これまでキリスト教は生江孝之による『日本基督教社会事業史』¹⁾ や日本基督教社会福祉学会による『現代のキリスト教社会福祉：意義・現状・課題：全国調査報告書』、キリスト教年鑑編集委員会編『キリスト教年鑑』²⁾ 等に、仏教は森永松信による『社会福祉と仏教』³⁾、長谷川匡俊らによる『仏教系社会福祉

施設・団体一覧：仏教系社会福祉事業・活動統計一覧』⁴⁾、中西直樹による『仏教と医療・福祉の近代史』⁵⁾ 等に、また近代以降の新宗教では井上順孝ほか編『新宗教事典』⁶⁾ といった出版物に事業内容や沿革、特徴等が記載されている。

神社神道（以下、神道）に関しては、神道教化の面から、神社本庁が指定する教科書等に、病院を運営している寒川神社、知的障害者の施設を運営している八幡神社と猛島神社の 3 社の事例が取り上げられている^{7,8)}。また、精神医療史の分野では、神社の参籠所が精神科病院へ発展した事例として阿波井神社の事例が報告されている⁹⁾。しかし、「日本固有の宗教、神道にあっては、福祉

活動との関連は少ない」¹⁰⁾、「他宗教に比し劣勢である」¹¹⁾と指摘されるように、その数も少なく、全体像も明らかではない。

神道と福祉に関する研究を行っている櫻井治男は「社会福祉法人として設置されている老人・障害者等の福祉施設に神社・神職が何らかの関わりを有している場合もあるが、統計調査がなく現状では明らかにし難い」、「神社と結びついた福祉施設は必ずしも多くはない」¹²⁾と述べるにとどまる。藤本頼生『神道と社会事業の近代史』が近現代における神道の社会福祉事業について概観しているけれども、医療福祉事業については、「病院や医療福祉に関するものなどもあると考えられる」¹³⁾と示唆しているのみである。このように、神道と医療や福祉に関するまとまった研究や調査すらなされていない現況にある。

本研究の目的は、神社と医療福祉に関連する事業の調査を行い、現状の把握とその全体像を概観することである。それにより、神道が病や障害をもった人たちにどのように関わり、貢献しているのかを明らかにする。また、事業開設の動機や経緯、事業の特徴などから、神道の医療福祉関連事業の特徴と制定教義を持たない神道の宗教観について考察する。

作業仮説として、「神道が医療福祉事業を行う契機には、キリスト教や仏教のように病や障害を持つ、いわゆる社会的弱者を援助・救済するという思想に基づいている」として調査を行う。つまり、結局は医療福祉の側の論理として、それらの学が主としてキリスト教的世界観（結果的に大乘仏教的世界観に類比的なそれ）から生じていることを前提にすれば、そこに参画することは、神道がいわばキリスト教的世界観に包摂された結果ではないかという疑問からである。逆にそうでないのであれば、神道独自の世界観がそこに観察できるのではなかろうか。

なお、社会福祉の領域では、対象者に子供や女性、経済的困窮者、被災者、受刑者等も含まれるが、本研究では社会福祉の狭義の「医療福祉」に限定する。そもそも「医療」と「福祉」は別の用語であり、行政や法律上「医療福祉」という用語は使用されず、その意味や概念は曖昧であるとい

う指摘¹⁴⁾があるように、医療福祉という複合語のもつ範囲は規定されていない。そこで、本研究の「医療福祉関連事業」とは「医療行為を伴う疾患・障害を持つ者（傷病者、障害者、高齢者）を対象としている事業」を指し¹⁵⁾、以下、医療福祉の語を用いる。

神職の中には、医師や看護師、介護士等の医療福祉職を兼職しており、開業したり、施設経営をしている者もいるが、本研究では神社（宗教法人）と関わりのある事業を対象としたため、神職個人の活動は取り上げていない。

また、本研究の「神道」とは、神道古典を基に「神道神学」という神道の思想における学問領域を展開した上田賢治の定義に依拠し、神社という神まつりの施設を中心に、日本人が伝統的に営んできた信仰的営みの総体を指す¹⁶⁾。ただし、煩瑣になることを避けて以下引用符は付けない。また神社は1946年に結成され、伊勢の神宮を本宗とし、全国8万社を包括する神社本庁の包括神社を対象とする。教祖や教義を有する教派神道¹⁷⁾、神社神道でも宗教法人法上神社本庁に所属していない単立等の神社は除外する。これは宗教法人である神社本庁の庁規（規則）を共有し、教学の方針を同一にしている神社に限定する意図がある。

1.2. 医療福祉関連事業の思想に関する先行研究

宗教学の分類では、キリスト教や仏教、教派神道などは創唱宗教とされ、創始者がいて、教義や教典があり、教えを広め、教団と個人の結びつきが強い宗教である。それに対し、神道は自然宗教とされ、自然発生的に展開されてきた日本民族固有の宗教である。神道には創始者はおらず、教義や教典もなく、儀礼を中心に伝承され、戦前までは神社非宗教として、宗教として扱われてもいなかった。戦後、全国の神社は宗教法人格を取得し、宗教として再出発し、それらを包括する神社本庁を創設し、神社連盟として組織化して現在に至る。

上田賢治によると、神道は神祇や靈魂の存在とその存続、社会共同体の継承を信仰の中核とする¹⁸⁾。キリスト教や仏教とは個人救済や終末思想

がない点で異なるが、神や靈魂を想定し、神話があり、独自の人間観や世界観、他界観を有する点、現在は宗教法人法に基づく宗教法人である点で共通している。

日本の社会福祉事業は、明治期にキリスト教によって開拓され、大正期には仏教が主流をなし、昭和期には公的な社会福祉事業が主流となる。そして、以後、宗教社会福祉事業はこれを補完する状態になったとされる¹⁹⁾。

森永松信は、文化庁（当時）が行った「宗教法人の行う事業調査総合報告書」の調査結果に基づき、宗教法人が営む事業について次のように述べている。宗教法人は多種多様な事業を行っているが、教育文化関係の事業と並んで、厚生社会福祉関係の事業の占める比率は高く、その目的は、「教育、教養、技能の取得、治療など事業本来の目的のため」、「布教・教化のため」、「社会福祉・公益のため」、の3者が高い比率を占めているという²⁰⁾。

キリスト教や仏教では、社会福祉学や社会事業史といった学問分野で、医療福祉に携わってきた歴史や思想について研究がなされており、キリスト教では「隣人愛」、仏教では「慈悲」という思想を元にこれらの活動が進められてきたことが知られている²¹⁾。

キリスト教では、聖書的信仰において、信仰と行為は一体のものとされ、社会福祉実践は信仰の行為と見なされている。そして、社会福祉実践はイエス・キリストの受肉と十字架の贖罪、最後の審判という一連の終末論的救済を意味するという²²⁾。

先に述べたように、キリスト教の社会福祉事業に関しては、1996年に日本基督教社会福祉学会によって「現代のキリスト教社会福祉：意義・現状・課題」という全国調査がなされている²³⁾。カトリックとプロテスタントの社会福祉施設の施設長581名、職員2,324名の合計2,905名を対象にした郵送調査により、キリスト教主義を掲げる日本の社会福祉施設の実態把握と、キリスト教社会福祉施設で働く従事者の意識を明らかにすることを目的に調査が行われている。

調査の結果、キリスト教の社会事業は「創設の

精神」に重点が置かれ、「このひとりの人」を「隣人愛」で接しているという点で特徴的とされる。また、教会との関係を持ちつつ、キリスト者である実践者がキリスト教主義に基づく精神に立って、キリスト教的な行事を実践し、利用者にキリスト教的な良い影響を与え続けているという。

仏教では、生きる全てのいのちと生老病死の問題に関わってきたことに宗教的な特徴があり、人間の生きざまとしての現実を直視し、全ての苦悩から解放することができた仏のさとり智慧と限りない慈悲を説いてきたという²⁴⁾。仏教社会福祉は、大乘仏教精神を主体的契機とし、仏教本来の平和主義、平等主義、実践主義を原理原則に据えて、菩薩行の実践（自利利他）ないしは報謝行の実践（常行大悲）としてソーシャルワーク実践を行うことであるという²⁵⁾。

仏教団体の社会福祉事業に関して、例えば森永松信は1971年に寺院950、本山140の合計1,090か所を対象に、① 仏教社会福祉事業施設の現況、② 仏教社会福祉事業遂行の根本精神、③ 寺院住職等の社会福祉事業に対する態度、④ 寺院等が社会福祉事業を行う上での問題点を明らかにすることを目的に調査を行っている。

調査の結果、仏教団体が社会福祉事業を営む動機には、「仏弟子たる僧侶は、社会事業を布教教化活動ないしは寺院活動の一環として心がけるべきであろう」、「社会事業は仏道と一体であるから、僧侶は社会事業を大に行うべし」という回答に集約されるように、布教教化活動の一環として位置付けられていることが大きな相違点であるという²⁶⁾。反対の意味で前述の意見を補強するものとして、「寺院（僧侶）は社会事業を寺院経営の手段または副業として行うべきではない」という考え方があるという記述は興味深い。また、寺院が社会福祉事業を行う場合の問題点には、財源的問題と人的問題があることを明らかにしている。

一方、神道では「神道福祉」という分野で研究がなされているが、櫻井治男は「神社神道は、他の宗教教団と違って統一された教義や教説を持たない。そのため、特定の教えに基づく福祉事業を

行なっているのではないのです」²⁷⁾、藤本頼生は「教義、教典がなく、特定の個人を起因として発生した創唱宗教でもなく、個人救済を主としない神社神道の社会的性格からして、神道、神社、神職がそもそも福祉に関わり合う必要性があるのかないのかという議論があるのも確かなことである」²⁸⁾と述べるように、神道は教義がなく、特定の教えに基づいて福祉事業をしているのではない上、神道が福祉に関わる必要性はないという意見すらあるという。

藤本は、神道と福祉との関わりを考えると、神社神道の歴史的な取り扱われ方（神社非宗教・宗教論）、地域コミュニティでの神社の存在、在り様の問題、学問的な問題（教義がなく、個人の救済よりも地域コミュニティ全体の公共の祈りを願う存在としての神社）、特に戦前・戦後におけるその取り扱われ方が現代においても影響していると述べる²⁹⁾。

本稿で扱う医療福祉関連の領域は、神社本庁下では「神道教化」や「教化活動」と呼ばれ、信仰を教え伝えるための対社会活動の一環に位置付けられている。櫻井や藤本が指摘するように、神道では特定の教えに基づいて福祉事業をしているのではないとされるが、制定教義がないからと言って、抱えるべき指針が全くないのではない。現在の神社運営は宗教法人法や神社本庁庁規といった法律や規定に則りなされている³⁰⁾。また、「敬神生活の綱領」という、神社信仰における実践生活の規範が指針となっている。

2. 研 究 方 法

2.1. 調査対象

現代の神道の医療福祉関連事業を網羅するような研究、調査がなされていないことから、筆者は神社本庁が発行している「神社活動に関する全国統計」³¹⁾を手がかりにして独自に調査を行った。この統計は毎年神社本庁が発行している統計報告で、各都道府県の支部からの調査報告を元に各都道府県神社庁を通して神社本庁が集計結果をまとめたものである。この統計は、①神社活動の状況、②教育・福祉事業の状況、③各種公的役職

等の兼任状況、④参詣・授与・氏子等の状況の4事項、合計で151項目の神社活動について調査がなされている。

本稿では、この統計の中から②教育・福祉事業の状況「福祉事業経営実施件数」の「診療所（含病院）」という項目に着目した。統計では、都道府県別の神社の数しか記載されていないことから、筆者はこの項目に記載のあった各神社庁に電話による聞き取り調査を行い、診療所（含病院）を運営している神社名を確認し、その結果新たに2社の存在が明らかになった。さらに神社本庁³²⁾や神社関係者³³⁾からの情報により5社、webサイトからの情報により1社、既に判明している4社を加えて合計12社の神社で医療福祉に関わる事業を行っていることが判明した³⁴⁾。神社名、鎮座地、事業所名、事業の種類、運営主体、神社との関わり、創設年の順に記載し、一覧表にしたのが表1である。

2.2. 調査方法

これらの詳細を知るために、文献調査ならびに現地での実態調査と関係者からの聞き取り調査を行った。その結果を次に記載する。

なお、調査結果は運営形態と事業の種類別に、神社の鎮座地の地理上、北から順に記載した。記載内容は、厚生労働省^{35,36)}や、冒頭に述べた仏教、キリスト教、新宗教の医療福祉事業に関する出版物の項目を参考にした。さらに神社に関する項目を加え、神社の概要（神社名、鎮座地、祭神、神徳）、事業の概要（事業所名、事業の種類、運営主体、法人名）創設の経緯（創設年、経緯）、現況（定員、対象者、病床数、診療科）、特徴について記した。

調査は2013年から2023年にかけて行ったが、本稿投稿時に各施設に確認、修正を行い2023年時の最新の情報となっている。

表1 全国の神社と関わりのある医療福祉関連事業

	神社名	鎮座地	事業所名	事業の種類	運営主体	神社との関わり	創設年
1	寒川神社	神奈川県高座郡	寒川病院	一般病院 介護老人保健施設他	宗教法人	神社が運営	1969年
2	小鴨神社	鳥取県倉吉市	あすか	居宅介護支援事業	宗教法人	神職が創設 神社が運営	2000年
3	阿波井神社	徳島県鳴門市	(阿波井島保養院) 鳴門シーガル病院	精神科病院 生活保護施設他	社会福祉法人	神職が創設	1927年
4	八幡神社	長崎県雲仙市	あけぼの学園	障害者支援施設	社会福祉法人	神職が創設	1957年
5	猛島神社	長崎県島原市	銀の星学園	障害者支援施設	社会福祉法人	神職が創設	1966年
6	塩釜稲荷神社	栃木県宇都宮市	梅の里	特別養護老人ホーム他	社会福祉法人	神職が創設	1993年
7	鶴見神社	大阪府大阪市	鶴見鍼灸整骨院	鍼灸整骨院	個人	神職が創設	1946年
8	熊野神社	東京都北区	リアンレーヴ赤羽	介護付有料老人ホーム	株式会社	境内地貸付	2019年
9	岩屋神社	京都府京都市	いわやの里	老人保健施設	医療法人	境内地貸付	1997年
10	豊国神社	京都府京都市	いまくまの	総合老人福祉介護施設	社会福祉法人	境内地貸付	2015年
11	阿麻美許曾神社	大阪府大阪市	ゆめあまみ	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	境内地貸付	2003年
12	伊和志津神社	兵庫県宝塚市	グッドタイム リビング 宝塚逆瀬川	有料老人ホーム	株式会社	境内地貸付	2017年

3. 研究結果

3.1. 寒川神社 寒川病院（宗教法人 寒川神社）^{37,38)}

【神社名】寒川神社（さむかわじんじや）

【鎮座地】神奈川県高座郡寒川町宮山 3916

【祭神】寒川比古命，寒川比女命

【神徳】八方除

【事業所名】寒川病院

【事業の種類】病院（一般）【運営主体】宗教法人 【法人名】寒川神社

【創設年】1969年7月

【理念】寒川病院は、寒川神社の御神威を戴し、地域の方々の健康管理と地域医療の充実を目指し昭和44年7月に開設されました。以来、人命尊重と医療体制の確立をはかり、常に患者様との心の触れ合いを大切にし精神的な支えとなり、社会福祉の増進に寄与することが御神慮に叶うことであり、私達の喜びと誇りであります。

【創設の経緯】寒川町は人口5万人あまりの小さな町であるが、地域に唯一あった病院（外科診療所）が経営困難のため閉鎖することになった。当時、寒川町では工場の誘致政策も進められており、病院がなくなると工場誘致にも影響が予想された³⁹⁾。寒川神社は、当時から「地域還元事業」を

掲げ、鍵っ子の子どもたちの一時預かり、高齢者向けの教室、古典芸能の振興といった文化活動などに力を入れ、地域のために活動していた。町民からの依頼を受け、地域還元事業の一環として病院運営を引き受けることにした。

神社の責任役員らによって寒川外科医院運営委員会が組織され、病院長に医療業務を委任し、外科診療所の施設を買い取り、病院運営を引き継ぐ形で1969年に「寒川外科医院」（11床）として外科病院の運営を開始した。1979年に開院10周年を記念し、総工費13億円をかけて新築移転し（19床）、1982年には8,000万円をかけて増築し、総合病院として「寒川病院」と改称（51床）、2004年には現在地に新築移転した^{40,41)}。

【病床数】99床（一般病床）

【特徴】本調査の限り、全国八万社の神社の中で唯一、宗教法人として病院を運営している。神社界では初めての事例であったため、手続きなどに苦勞し、神社が財政上病院を維持できるかと不安の声も聞かれたという⁴²⁾。しかし、瀧本正彦宮司（当時）は「医療施設を経営するようになったのは、地元氏子の皆さんの健康管理を通して医療向上に務めることも神社のもつ社会福祉の重要な一面であると考えたからである」⁴³⁾とその意義を述べている。

病院は宮司や神社の責任役員、学識経験者など

で組織された寒川病院運営委員会により運営されており、寒川病院と関連施設の職員の辞令も宮司により交付されている。瀧本前宮司が「寒川大明神の御神徳を拝して患者さんに接するやう指導してゐる」⁴⁴⁾と述べるように、宮司は年に一度病院で職員に講話を行い、職員の毎朝の朝礼時には、会議室に設置されている神棚へ参拝、職員の入退社時には神社の本殿で奉告祭を行っている。

一方、地域医療への貢献ということで、公立病院型の性格を持つ運営に留意し⁴⁵⁾、誰にでも利用してもらえるよう、待合所に神社の祭礼のポスターが貼ってあるくらいで、病院自体は神社色を出さずに運営している。この態度は病院名が「寒川神社病院」ではなく、「寒川病院」という名称であることからそれが分かる。巡回バスの運行や病気の予防に力を入れ、神社の参集殿で健康・医療講演会を行い⁴⁶⁾、健康診断のためには地域のどこにでも出向くという。

病院経営は10年程前まで赤字で、しばらく神社の収益から補填していた。病院の建て替えの費用は神社から借入を行い、未だに負債のままだという。石腰亮権宮司は「神社は大前奉仕が中心であり、事業はあくまでもその一助として地元の方のためにやっています」と述べる。

3.2. 小鴨神社 指定居宅介護支援事業 あすか (宗教法人 小鴨神社)⁴⁷⁾

【神社名】小鴨神社（おがもじんじゃ）

【鎮座地】鳥取県倉吉市大宮 41-1

【祭神】大己貴命、少彦名命、素戔鳴命、賀茂建角身命、玉依媛命、他 8 柱

【神徳】家内安全、厄除け、病氣平癒、縁結び、学業^{47,48)}

【事業所名】あすか

【事業の種類】指定居宅介護支援事業

【運営主体】宗教法人

【法人名】小鴨神社【創設年】2001 年 9 月

【理念】利用者、家族の意思及び人権、尊厳を尊重し、利用者の選択に基づき、中立公正な立場で、適切なサービスが提供されるように努め、関係の市町村との連携をはかっていく。

【創設の経緯】井上智史宮司は倉吉市内の身体障害者施設で介護士として働いた後、ケアマネジャーの資格を取得し、高齢者施設の施設長をしながら神職と兼職していた。当地区は大家族で生活している世帯が多く、家族が介護できる家が多いことから在宅専門の介護事業を行うために、当時の宮司（井上宮司の父）と神社の総代に了承を得て、神社の法人を使って指定居宅介護支援事業を創設した。



寒川神社，寒川病院（2019 年 9 月 筆者撮影）



小鴨神社，あすか（2014 年 11 月 筆者撮影）

【特徴】小鴨神社はJR 倉吉駅からバスで20分ほどの内陸部の田園地帯に位置する。本調査唯一、社務所を利用して居宅介護支援事業を行っている事例である。神社の法人を使って福祉事業を開設する上で、神社規則を変更するために神社本庁から認可を得る手続きが一番大変であったが、神社の存在自体が「福祉の塊」であるという井上宮司の信念の下、あえて神社の法人にこだわって開設したという。井上宮司は事業を通して、人は自然の一部であるという神道につながる日本人の精神を取り戻していきたいと考えている。

3.3. 阿波井神社 医療保護施設 鳴門シーガル病院（社会福祉法人 小渦会）⁴⁹⁻⁵²⁾

【神社名】阿波井神社（あわいじんじゃ）

【鎮座地】徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井 56

【祭神】天太玉命、大宜都比売命

【神徳】精神病平癒、鎮魂

【事業所名】鳴門シーガル病院

【事業の種類】病院（精神科）

【運営主体】社会福祉法人 【法人名】小渦会

【創設年】1927年7月

【法人理念】より人間的な医療と福祉を追求する

【創設の経緯】大正末期、阿波井神社に参籠している精神病患者の視察に訪れた岡上神社新開譽一宮司はその実態を知り、拡張整備し組織化すれば参籠者の生活も向上し治癒につながり、社会の公益増進にもなり、阿波井神社の神徳高揚にもなると考えた。そこで、地元の有力者や瀬戸村村長などに声をかけ、瀬戸町役場で創立委員会を立ち上げ徳島県内外からの寄附を募った。関東大震災や但馬地方の大地震、地域の大火などの災害が相次いだ、主唱者の新開氏は自費で寄附集めに奔走し一時家屋を抵当に入れるほど苦勞をして資金を集め、1927年に徳島県知事の認可を受けて阿波井島養護院を創設した。1935年財団法人として認可。1947年生活保護法による医療保護施設として認可。1951年に社会福祉事業法が制定されたことに伴い、当院との方針が合致することから1952年社会福祉法人に組織を変更。同年結核予防法による医療機関の指定を受ける。1954年救護施設開設を認可される。

2002年に法人名を「小渦会」、病院名を公募により「鳴門シーガル病院」と変更。（英語で「シー」は海、「ガル」はかもめの意味から、当院の環境に合致しているとの理由で選定）設計業者を全国から公募し、病院の全面改修を行う。2017年には創立90周年を迎えた^{53,54)}。

【病床数】236床

【診療科】心療内科、神経科、精神科、内科、歯科

【特徴】阿波井神社は、環境省の定める瀬戸内海国立公園第二種特別地域に指定され、小鳴門海峡を挟んだ離島に位置するが、古来より精神疾患のある者が参籠しており、神社の参籠所が養護院から精神科病院に発展し現存する唯一の事例である。東京帝国大学教授の呉秀三が養護院開設後に訪れ、論文に記載した⁵⁵⁾ことから精神医学史の分野では調査研究がなされ名が知れている。

養護院創立時は神社の参籠者が行っていた水行や祈願を引き継ぎ、信仰的療法と医薬的療法の併用療法が行われていたが、1948年に進駐米軍によって水行、神社参拝等が廃止された⁵⁶⁾。また、社会福祉法人へ変更し、境内地からの新築移転等により神社との関わりが薄れ、現在は神社の境内地の一部借用、神社総代が病院の役員を兼任している、病院が運行している渡船に神社参拝者も無料で乗船できる、入院患者が散歩で神社に訪れる、神社の秋祭りに参加する程度しか神社と関わりがない。

社会福祉法人では必要条件ではないが、養護院開設当初から生活困窮者への医療費減免等の措置や救護施設の設置を行っており、退院後に帰る家や仕事のない患者へ配慮がなされている。

戦後は地域住民を招いて病院の運動場で運動会を開催し、納涼祭や老人会へ慰問、地域の草刈りの奉仕、秋祭りの太鼓の練習や祭りを通して地域住民との交流を行っていた。現在は高齢者への弁当の配食サービスや健康相談を行うといった地域貢献を行っている。また、病院が近隣住民の雇用の場となっていたり、給食の食材を地元の八百屋から仕入れたり、対岸の空き地を病院の駐車場として借りることで、地域住民の収益にもなっている。

人の往来の少ない静かな環境にあり、比較的症



阿波井神社，鳴門シーガル病院（2016年9月筆者撮影）

状が落ち着いた穏やかな患者が多く、オーナーがいないのでおらかな環境であるという。作業活動等も活発に行われており、患者主体で新聞も発行している。保養院創設前から「あおいさん」と呼ばれ、精神疾患患者への偏見があったが、神社の総代は入院患者も氏子として、地域住民の一員として接しているという。

3.4. 八幡神社 障害者支援施設 あけぼの学園 (社会福祉法人 八幡会)⁵⁷⁾

【神社名】八幡神社（はちまんじんじゃ）

【鎮座地】長崎県雲仙市南串山町丙 9804-1

【祭神】応神天皇，神功皇后，仲哀天皇，和氣清麿，武内宿禰

【事業所名】あけぼの学園

【事業の種類】障害者支援施設

【運営主体】社会福祉法人 【法人名】八幡会

【創設年】1962年8月

【法人理念】惟神，自然を大切に，神々と共に歩き，共に幸せを分かち合う

【創設の経緯】志賀幸村前宮司と妻マサ子は、1952年に農繁期に八幡神社の拝殿を利用して子供を預かる季節保育所を始め、1961年社会福祉法人の認可を取得。1962年に赤い羽根共同募金の補助金を受け、定員40名の精神薄弱児（知的

障害児）施設を開園した。1967年には分園「あかつき学園」を、1982年には授産施設を設立した。

志賀前宮司は、戦時中多くの人を戦場で死なせた償いと慰霊の念⁵⁸⁾と、自身が中度聴覚障害を持っていたことから、「自分のように困っている人が他にもいるだろう」との思いで障害者に関する事業を始めたという。自身の障害は神から与えられた「一病息災」であり、戦後の神社神道の使命は、社会福祉による地域奉仕であること、障害のある者もない者も神から与えられた能力で精一杯生きることが大切であるという信念により、障害者福祉に携わった。また、敗戦による苦境の中、氏子に経済的負担を掛けず、神社の自立も意図していた⁵⁹⁾。

開設当初は高齢者に対する事業は行っていなかったが、地元の町や老人団体などの要望も強く、「生れてから亡くなるまでをトータルで看れるように」と2000年から高齢者に対する事業も展開している。

【定員】生活介護事業60名，施設入所支援事業40名，短期入所（併設型）事業4名

【対象者】知的障害者，精神障害者

【特徴】島原半島の南西部，橘湾に面した場所に位置するが，関連施設を多数運営し，法人全体で



八幡神社，あけぼの学園（2018年11月筆者撮影）

保育園事業、障害者福祉事業、高齢者福祉事業を大規模に展開している。

創設当初は、財政難や「付近住民からの理解がなく、反対の盛り込みさえあった」⁶⁰⁾と苦勞した。創設者の志賀宮司が小学校の教師を兼職していたこと、知的障害児学級の担任も経験したことから、社会的自立を指導の基本におき、児童施設にも関わらず職業指導と体育指導、先駆的試みとして就労を前提とした職場実習を行った⁶¹⁾。

全ての事業所に神棚があり、毎朝朝礼時に職員が参拝を行っている。毎月1日と15日には神棚の櫛を替え、昼食には赤飯と刺身を出したり、祝日には国旗の掲揚、運動会や忘年会などの会の冒頭には国歌を斉唱しているという。これは、神道だからあえてしているのではなく、「日本人として」の生き方を大切にするために行っている。取り立てて言葉にしたり、何か言葉を覚えるように強要するのではなく、見えないものを大切に、日常の中で当たり前のことを当たり前にできるようにという思いが込められているという。

3.5. 猛島神社 障害者支援施設 銀の星学園 (社会福祉法人 悠久会)^{62,63)}

【神社名】猛島神社（たけしまじんじゃ）

【鎮座地】長崎県島原市宮の町 274

【祭神】大屋津姫神、五十猛神、抓津姫神、譽田別神他 27 柱

【事業所名】銀の星学園

【事業の種類】障害者支援施設

【運営主体】社会福祉法人 【法人名】悠久会

【創設年】1966 年 4 月

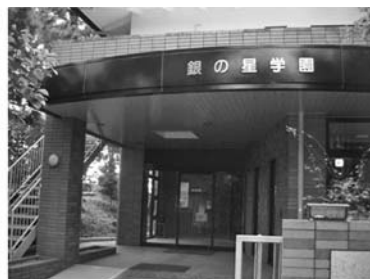
【法人理念】我が法人は、50 年先、100 年先遠い

未来においても地域社会から必要とされるために、率先して福祉ニーズを始めとする地域の諸課題に対し積極的に取り組まなければならない。社会福祉黎明期において「誰かが何とかしなければならぬ」そのような社会問題を傍観者ではなく、自ら解決を目指し、社会の要請に応え続けてきた先人達。その紡いできた福祉の灯を、熱い志を、我々は引継ぎ、評論家ではなく実践者たる存在として自己満足に陥ることなく、常に高みを目指し、革新と創造をもって職務を誠実に全うしなければならない。

【創設の経緯】保護司や民生委員、児童委員などを長年務めていた寺田猛宮司（当時）が「神に仕へる身であればこそ、障害を背負った人びとに温かい手を差し伸べて、社会・公共のために役立たせたい」⁶⁴⁾との思いから法人を設立した。

寺田宮司は妻のイエ子氏と共に全国各地の施設を視察し、宮司の所有する土地の一部を法人に寄付し、児童福祉施設として、知的障害を持った子供の入所施設として銀の星学園を開設した。1973 年には寺田宮司の兼務する瓢箪畑稲荷神社の側に「たけしま保育園」を設立した。翌 1974 年にはイエ子氏が私費で買収した土地に知的障害者更生施設「若菜寮」を開設し、満 15 歳以上の心身障害者を収容した。入所者の生活自立と社会適応能力の向上、社会人としての生活能力を育成することを目標とした指導、教育にあたった⁶⁵⁾。

寺田宮司は「豊かになった今だからこそ福祉ということがさげられるやうになりましたが、終戦直後などは精薄者が巷にあふれ、あはれむべき姿を何度もみかけました。財産を投げだしても、かうした恵まれない人たちを一堂に集めて温かく介



猛島神社、銀の星学園（2014 年 10 月 筆者撮影）

護する必要を痛感したんですよ⁶⁶⁾と、設立に至った思いを語る。

2011年には、法人名称が社会福祉法人「銀の星学園」から「悠久会」へと変更された。

【定員】40名

【特徴】猛島神社は島原半島の東部、有明海に面した海の側に位置する。施設設立当初は地域住民からの反対もあったが、関連施設開設により、それまで地域になかった電線が引かれたり、清掃奉仕等の地域貢献により理解が得られるようになり⁶⁷⁾、現在は関連施設も多数あり、法人全体で職員を190名程有する大きな組織となっている。

開設当初、利用者は職員と共に毎朝猛島神社に参拝し、境内の清掃を行っていたが、現在は正月の余暇活動として施設内の神棚に初詣を行っている程度で神社との関わりは薄い。

法人の考え方や行動の中に多神教やおおらかさといった神社の思想があり、施設には多様な障害を持った人がいて、日常生活の中でできないこともあるが、日本の神さまでも失敗することがあるので、障害を持った人にもおおらかに接しているという。

関連の授産施設では、県内の神社の授与品の置物やかかわりけを作成したり、祭の準備を行ったりもしている。関連の明けの星寮には、「地域交流室」があり、入所者のみならず地域の人も使用できるようになっており、災害時には避難場所としても機能するように作られている。

3.6. 塩釜稲荷神社 特別養護老人ホーム 梅の里 (社会福祉法人 梅林会)^{68,69)}

【神社名】塩釜稲荷神社 (しおがまいなりじん

じゃ)

【鎮座地】栃木県宇都宮市南一の沢町2-23

【祭神】塩土老翁神、稲倉魂神 【神徳】安産

【事業所名】特別養護老人ホーム 梅の里

【事業の種類】特別養護老人ホーム

【運営主体】社会福祉法人

【法人名】梅林会 【創設年】1993年10月

【法人理念】皆様方に正しい情報を積極的に公開し、お伝えいたします。

皆様方が受けたい福祉サービスの提供に誠心誠意努力し、満足していただけますよう努めます。

【創設の経緯】先代宮司が働く親たちのためにと市内で最も早く、1963年に保育園を開設し、社会福祉法人を設立したことが契機になっている。地域の高齢化を受け、齋藤隆理事長は1993年に老人デイサービスセンターを創設した。国内外50か所もの施設の視察に行き、塩釜稲荷神社の境内地の一部と齋藤理事長個人の土地を利用し、2000年に特別養護老人ホームを創設した。

【定員】58名 【対象者】要介護3以上

【特徴】当地は栃木県の県庁所在地である宇都宮市の中心部に位置するが、高齢化率が20%を超えるほど市内で最も高齢化が進んでおり、老々介護や高齢者の単身独居が多い地域である。一般に高齢者施設は市街地から離れ、隔離されたような環境にあるところが多いが、当施設は街の中心部にあるため、慣れ親しんだ地域で生活できるのが利点であるという。

施設創設にあたり、「神道の理念は先人達を敬ひ、大切にすることから始まるのでは」⁷⁰⁾ というように、神道的背景が見られるが、齋藤理事長が早くから高齢化社会を見越し、当施設は全国の高



塩釜稲荷神社、梅の里 (2017年11月 筆者撮影)

齢者施設の中でも早期に開設された。開設当時は珍しかった床暖房や珪藻土を利用し、脱臭効果のある壁材開発も手がけた。各階の廊下には旧市街地の町や通りの名前をつけるなど、自分の住んでいた家に少しでも近づけるようにと、入所者への精神的な影響を考慮したり、施設の設備や内装、設計等に工夫を凝らしている。

事務所には神棚が設置されており、設立の背景に神社との関わりを謳っており、新しい入居者や職員が入る際にも説明はしているが、運営母体が社会福祉法人であること、宗教色を出すことにより入所者に制約が生じることを懸念し、神社色は出さずに運営している。正月や夏越の祓の時期には、塩釜稻荷神社に参拝を行っており、入居者に喜ばれているという。

3.7. 鶴見神社 鶴見鍼灸整骨院^{71,72)}

【神社名】鶴見神社（つるみじんじや）

【鎮座地】大阪府大阪市鶴見区鶴見 3-13-76

【祭神】大山咋神荒魂、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命、天之菩卑命、天津日子根命、活津日子根命、熊野久須毘命、多紀理比賣命、市寸島比賣命、田寸津比賣命

【神徳】厄除、病氣平癒、長寿

【事業所名】鶴見鍼灸整骨院

【事業の種類】鍼灸院、整骨院 【運営主体】個人

【創設年】1946年10月

【理念】氏子と崇敬者の健康保持

【創設の経緯】先代宮司の花谷正男氏は学生時代から柔道をしていたが膝を痛め、鍼灸で治癒したことから、1939年に鍼灸師の資格を取得した。その後兵役を経て京都國學院で神職の資格を取得

し、京都の下鴨神社で神職として奉仕した。1946年10月に実家の鶴見神社に戻り、宮司を継いだ。生計を立てるために、鶴見神社の社務所を改装し鍼灸院を開設し、神職のかたわら鍼灸師として地域の衛生のためにも尽力した。また、保護司や大阪府鍼灸師会の会長、日本鍼灸師会の副会長等を歴任していた。神社を運営する上で、「信仰に生きるなら経営に生きる」と、経済的な面も重視していたという。

【ベッド数】5台 【対象者】0歳～高齢者まで、国籍問わず誰でも

【診療科】鍼灸、整骨

【特徴】本調査唯一、神社の境内に鍼灸と整骨の治療院がある。現在は花谷幸比古宮司が神職のかたわら鍼灸院で鍼灸師をしている。花谷宮司は中医学を学ぶために中国に留学したり、鍼灸師として大学病院に出向し、医師と共に治療に当たった経験を持ち、パーキンソン病や潰瘍性大腸炎、リウマチといった難病治療が得意で、遠方からも患者が来院する。花谷宮司は大阪府神社庁の理事や議長、大阪国学院の幹事、森ノ宮医療大学の理事も兼務し、神職や医療者の養成にも携わっている。神職の白衣袴姿で治療に当たることもあり、鍼灸を学んだことで、同じく目に見えないものを扱う神事にも理解が深まったという。治療費は自由診療であるが、働いていない高齢者には医師からの同意書を書いてもらうことで保険適用ができるように配慮している。電動のベッドを導入し、かつては職員が3名いたが、現在は宮司1人で1日に10名ほど診療している。

神社を維持するためには経済的な基盤作りが重要であるが、当地域は大企業もなく、少子化で氏



鶴見神社，鶴見鍼灸整骨院（2023年3月筆者撮影）

子の寄付に頼れないことから、鍼灸院以外に花谷宮司個人で有限会社を経営し、会社の利益を神社の修繕費や運営費等に充てている。また、花谷宮司は元民生委員や地域の子供見守り隊をしており、お宮参りをした子どもたちや地域のためにと地域への奉仕を行っている。

3.8. 熊野神社 介護付有料老人ホーム リアンレーヴ赤羽 (株式会社 木下の介護)⁷³⁾

【神社名】(志茂)熊野神社(しもくまのじんじゃ)

【鎮座地】東京都北区志茂4-19-1

【祭神】伊邪那岐神, 伊邪那美神, 事解之男神

【神徳】氏子繁栄, 学業成就, 災難除, 家運隆盛, 交通安全, 厄除開運

【事業所名】リアンレーヴ赤羽

【事業の種類】介護付有料老人ホーム(境内地貸付) 【運営主体】株式会社

【法人名】木下の介護 【創設年】2019年12月

【創設の経緯】1952年に境内地の一部を北区に貸与し、北区が遊具を設置し「熊野児童遊園」という公園になっていたが、近年神社に隣接する小学校が廃校になり、小学校跡地に新たに広い公園ができることになった。当地は旧式の公園で治安も悪く、遊具も危険であったことから、2017年に北区から神社へ土地が返還されることになった。当地は裏通りで人通りが少ないことから商業施設やコンビニエンスストアには不向きで、駐車場をするには狭く、マンション建設には資金が必要で、神社本庁からも許可が下りないことが予想された。神職と神社総代が相談し、当地域は高齢化率が高く、区も福祉に力を入れており税制面での優遇があること、公共性の高いものを建てたいという思いから、地元の仲介者を介して高齢者施設に土地

を貸付することにした。東京都の神社では初めての事例であったため、神社本庁から許可を取るのが大変であった。2018年8月に埋蔵物が見つかり着工が遅れたが、同年10月に工事が始まり、2019年10月に開設した。373坪(1,231m²)50年契約で、50年後は更地にして神社に返還予定である。

【定員】65名 【対象者】65歳以上の自立・要支援・要介護の者

【特徴】熊野神社は住宅街に位置し、神社の境内地の背後は、道路を隔て荒川と隅田川が合流した川沿いに面しており、明治から大正にかけて何度も荒川が氾濫し、水害対策のために作られた岩瀬水門の近くに位置する⁷⁴⁾。

本殿を背にして、境内地に5階建の介護付有料老人ホームが建っている。建物の建設にあたり、神社側からは神社の景観に合った様相を申し入れし、暗めの外観で、照明もオレンジ色を使用するといった配慮がなされている。

施設は神社の太鼓や例祭などお祭りの音が聞こえて静かすぎず、隅田川の花火大会の花火も見える場所にある。施設利用者は、正月や祭礼時の神社の行事に参加したり、見に来たりしている。施設は川が氾濫した際に近隣住民の避難所としても機能する。

3.9. 岩屋神社 老人保健施設 いわやの里 (医療法人 医仁会)^{75,76)}

【神社名】岩屋神社(いわやじんじゃ)

【鎮座地】京都府京都市山科区大宅中小路町67

【祭神】天忍穗耳命, 栲幡千千姫命, 饒速日命⁷⁷⁾

【事業所名】老人保健施設 いわやの里

【事業の種類】介護老人保健施設, 通所リハビリテーション, 訪問リハビリテーション(境内地貸



熊野神社, リアンレーヴ赤羽 (2020年11月筆者撮影)

付)

【運営主体】医療法人 【法人名】医仁会

【創設年】1997年4月

【施設理念】真心を込め、そして信頼を

【創設の経緯】建築会社の資材置き場として境内地を貸与していたが、建設会社が土地を手放したところに医療法人医仁会の申し入れにより、介護老人保健施設が建った。

【定員】76名

【対象者】要支援1・2、要介護1～5

【特徴】先代宮司の代に、神社だけでは生計が立てられないことから神社に隣接する形で保育園を創設し、現在は認定子ども園として室田一樹宮司が理事長を兼任している。

岩屋神社は山際に建っているため、高低差があり、階段が急で多いこと、裏参道が整備されていないことから転倒のリスクがあるため高齢者が頻繁に参拝するのは難しいが、神社に近いことから、初詣や夏越の大祓の時などに参拝している利用者もいる。当施設は神社の裏参道から道路を隔てたところに位置するため、神社の境内地に建っているという認識はほとんど持たれていないが、リハビリの散歩の途中で神社の階段下からお参りしたり、居室の窓から神社に向かって参拝している者もいる。

静かな環境で、窓から神社の緑が見えること、子ども好きな利用者が多いため、子どもの声が聞こえることが利点である。また、近隣に住んでいた利用者が多いため、季節を感じられる行事や、昔からしていたことができるということは良いという。

地域に根ざした施設を目指しており、七夕や敬

老の日にも子ども園の子どもたちが施設を訪問したり、相互に歌のプレゼントをし合ったり、地域の人が施設行事の手伝いに来たりと保育園や地域住民とも交流を行っている。

近隣には、関連法人が経営する特別養護老人ホームがあり、室田宮司は施設の理事をしており、施設の理事は岩屋福社会の役員をし、お互いに施設運営に関与している。

3.10. 豊国神社 地域密着型ケアセンター いまくまの（社会福祉法人 端山園）⁷⁸⁻⁸⁰⁾

【神社名】豊国神社（とよくにじんじや）

【鎮座地】京都府京都市東山区大和大路正面茶屋町530

【祭神】豊臣秀吉公

【神徳】出世開運、良縁成就

【事業所名】地域密着型ケアセンターいまくまの、グループホームいまくまの

【事業の種類】グループホーム（境内地貸付）

【運営主体】社会福祉法人

【法人名】端山園 【創設年】2015年3月

【施設理念】「住み慣れた地域の中で“ありたい自分”でいつまでも過ごしていきたい」そんな思いを支えています。

【創設の経緯】境内に老朽化し、修復もできないような状態の茶室があり、解体撤去するにも費用がかかるため、5年ほどそのままにして勘案していたところ、仲介業者から福祉施設建設のために土地の借用依頼があった。当区は市内平均に比べて高齢化率が高く、仲介業者は区の社会福祉協会から依頼を受け、施設建設のための土地を探していたが、社寺や博物館、学校、昔ながらの木造



岩屋神社、いわやの里（2020年11月 筆者撮影）



豊国廟，いまくまの（2021年5月筆者撮影）

の小さな家が多い地域で、広い土地が見つからず難航していたという。

神社ではこれまでに、境内地をカフェやレストランに貸して欲しいという依頼があったものの、学校が周りにあるためふさわしくないで貸与していなかった。神社側としては、困っていた荒れた土地や建物の整備を請け負ってもらえる上に、本社には伏見城の遺構があり維持に費用がかかること、また元来神社は地域の核としての役割や責務があり、地域に役立つ境内地の有効活用として意義のあることと考え福祉施設建設に同意、賛同した。

神社本庁には模様替え申請を行い、施設の必要性と本殿の景観が損なわれないことを強く訴え、承認を得た。50年契約で安価で境内地の貸付をしている。

【定員】18名【対象者】要支援2以上、認知症の診断のある者

【特徴】豊国神社は約7万坪の広大な境内地を持つ別表神社である。本社から1.5kmほど離れた飛び地境内地の豊国廟があり、豊国廟境内地に高齢者施設がある。当地は森に包まれた静かな環境で、人や車の往来が少ないが、寺院のように塀がある訳ではないので外界から遮断されておらず、市街地から遠く離れていないという環境や立地の面からも高齢者施設の設置に適していたという。施設建設にあたり、地鎮祭を行い、法人には、神社の景観を損なわない色や外観にすること、神社の境内であるため施設の中で亡くなる人がいないように神社から申し入れを行った。

施設は地域名である「今熊野」という名称がついている。また、豊国廟では月に一度月次祭を

行っているが、利用者が祭典を眺めたり、玉串を上げに来たりすることもあり、施設利用者や家族からは車の往来がないので気軽に散歩ができ、のどかで良いと評判である。

3.11. 阿麻美許曾神社 特別養護老人ホーム ゆめあまみ（社会福祉法人 隆生福祉会）^{81,82)}

【神社名】阿麻美許曾神社（あまみこそじんじゃ）

【鎮座地】大阪府大阪市東住吉区矢田 7-6-18

【祭神】素戔鳴命、天児屋根命、事代主命⁸³⁾

【事業所名】特別養護老人ホーム ゆめあまみ

【事業の種類】特別養護老人ホーム（境内地貸付）

【運営主体】社会福祉法人

【法人名】隆生福祉会 【創設年】2003年4月

【創設の経緯】阿麻美許曾神社の境内には大阪府条例で保存樹林に指定された樹齢500年の楠が13本あり、木の管理や電気代だけでも費用がかかり、神社を維持していくのが難しいような状況であった。そこで、松宮安敬宮司は境内地からの社入と、地域の福祉貢献と活性化につながるために高齢者施設を創設しようと試みた。しかし、国と市からの補助を合わせても費用の4分の1にあたる2億5千万円を調達する必要があると、社会福祉法人としての実績がないと銀行から借入もできず諦めていたところ、大阪市の職員より特別養護老人ホームを作るために広い土地を探しているという、隆生福祉会の理事長を紹介され、当法人に境内地を貸与することにした。

施設創設にあたり、大阪府神社庁から難色を示されたが、境内地の3分の1である1,000坪を50年契約で貸付し、松宮宮司は施設の理事も兼務している。



阿麻美許曾神社、ゆめあまみ (2020 年 10 月 筆者撮影)

【定員】特別養護老人ホーム 86 名，ショートステイ 13 名

【対象者】要介護 3～5

【特徴】阿麻美許曾神社は住宅街に位置する式内社である。特別養護老人ホームは、1フロアの人員基準が決まっていることから、広い土地に建てた方が階数が少なくなるので人件費がかからない。しかし、広い土地を見つけるのが困難な状況の中、当地は適していたという。

当施設は緑豊かで静かな環境で神社にすぐに参拝に行けること、神道は明るいから、死を予感させないという利点があり、施設入所者からは「神さんのはたにおいてもらってありがたい」、「(施設の職員が)私もここに入りたい」といった声を聞くという。

宮司が職員や利用者に対して講話や祈願を行ったりはしていないが、寺本節子施設長は神社の神さまが支えになっているという。

3.12. 伊和志津神社 住宅型有料老人ホーム グッドタイム リビング 宝塚逆瀬川 (グッドタイムリビング株式会社)⁸⁴⁻⁸⁶⁾

【神社名】伊和志津神社 (いわしづじんじゃ)

【鎮座地】兵庫県宝塚市伊予志 1-4-3

【祭神】須佐男命，安徳天皇迺具土神

【神徳】疫病災難除，学問，縁結び，開発

【事業所名】グッドタイム リビング 宝塚逆瀬川

【事業の種類】住宅型有料老人ホーム (境内地貸付) 【運営主体】株式会社

【法人名】グッドタイムリビング

【創設年】2017 年 4 月

【創設の経緯】1974 年から、境内地の一部を公民

館の土地として宝塚市に貸与していた。建物の老朽化により 2014 年に市が撤退し、公民館を解体することになった。木田隼人宮司が神社の総代と相談し、地域のことをよく知っている農協からの仲介を受け、条件や社風を見て長く付き合えると判断したグッドタイムリビング株式会社に当地を 50 年定借することにした。

建物の建設にあたり、運営会社には外装はクリーム色やグレーといった、神社の景観に合うような色使い、境内地に霊柩車が止まらないようにといった配慮を要請し、神社本庁には神社規則を変更して対応した。また、境内に数ヶ月貼り紙をして、事前に地域住民に公示を行った。

【定員】67 名 【対象者】概ね 65 歳以上，入居時自立・要支援・要介護

【特徴】伊和志津神社は住宅街に位置する式内社である。境内には、幼稚園と洋風の 4 階建の有料老人ホームがある。

木田隼人宮司は逆瀬川幼稚園の理事長も兼任している。「地域や国の宝である」子どもたちを育てて世に出すということを行っているので、人のサイクルとして高齢者施設があると良いと考えた。また、境内地は神社のものであるが、地域のものでもあるので、商業施設やマンション、アパートを建設するよりも地域貢献になると考えた。地域住民からは、「神社が金儲けに走って」と誤解されるような批判もあったが、総代たちからは、「自分たちもいつかは高齢者になるから」と賛同を得た。

神社の境内地に施設があることで、施設利用者にとって、緑が豊かで鳥の声が聞こえ四季を感じられ、散歩をしたり、子どもたちを身近に感じる



伊和志津神社，グッドタイム リビング 宝塚逆瀬川（2021年3月筆者撮影）

ことのできる場所になっている。

木田宮司は、「宮司としての自分は通過点でしかない」という。将来的なことを考えると神社を護持するためには、土地からの社入が必要になってくる。また、阪神淡路大震災の時に、木田宮司の上の世代の人たちが県内外から助けてもらった経験から、地域貢献をすることによって次の世代のためになるかもしれないという長い時間軸で考えているという。

木田宮司によると、現在は神社と施設との交流はほとんどないが、将来的には神社を介して施設利用者と幼稚園の子供たちとの交流ができれば良いと考えている。

4. まとめと考察

4.1. 運営形態

本研究では、医療福祉に関連する事業を行っている神社が全国に12社あることが判明した。運営形態別に分けると次の3通りになる。

- ① 社が運営主体となり宗教法人を使用して事業を行っている（寒川神社，小鴨神社）。
- ② 設者が神職であり，神社の境内地の一部を利用し，社会福祉法人もしくは鍼灸整骨師の資格取得により事業を行っている（阿波井神社，八幡神社，猛島神社，塩釜稲荷神社，鶴見神社）。
- ③ 社の境内地や施設を貸付し，他法人が事業を行っている（熊野神社，岩屋神社，豊国神社，阿麻美許曾神社，伊和志津神社）。

厳密には，神社の境内地を貸付しているだけで，神社が事業を行っているとは言えないが，境

内地を貸付する場合も各都道府県神社庁を通して神社本庁に経緯や理由を説明し，認可を得て，宗教法人法における神社規則を変更（財産処分）する必要がある。境内地を駐車場や貸地，貸家等にして収益事業を行うよりも手続きに時間や労力がかかる上，宮司の一存ではできず，神社の責任役員を召集し，役員会を開いて協議が必要である。さらに，伊和志津神社のように，一定期間境内に張り紙を貼って地域住民へ公示を行ったという手続きを踏んだ例もある。従って，神社側の主体的な意思がないと医療福祉施設を創設することができないことから，本調査には境内地を貸付している場合も含めた⁸⁷⁾。

事業の種類は一般病院1社，精神科病院1社，障害者施設2社，高齢者施設・介護事業7社，鍼灸整骨院1社であった⁸⁸⁾。

運営主体は宗教法人2社，社会福祉法人4社，個人1社，（境内地貸付の場合は社会福祉法人2社，医療法人1社，株式会社2社）である。阿波井神社の事例では，社会福祉事業法が制定された際に，方針が合致しているという理由で早期に社会福祉法人を取得している⁸⁹⁾ように，公共性の高い神社運営と社会福祉法人は親和性があるようだ。

創設年は阿波井神社の1927年が最も早く，戦後から1960年代に4件，1990年代に2件，2000年以降に5件開設している。藤本頼生は社会福祉の視点から神社本庁の教化活動の歴史を年代別に4期に区分している⁹⁰⁾。しかし，本調査での結果はその区分には当てはまらなかったことから，神社本庁の教化活動よりも，戦後の貧困や孤児，子供の問題，高齢者の増加といった社会情勢が関係していると見られる。なお，創設年は本調査にか

かる医療福祉関連事業が創設された年を記載したが、八幡神社、塩釜稲荷神社、岩屋神社、伊和志津神社はそれ以前から保育園や幼稚園を開設しており、地域住民や社会の要望に応じて高齢者施設を創設している。

4.2. 神社の特徴

地域別には、関東3社、関西5社、中国地方1社、四国1社、九州2社であった。聞き取り調査の結果、これら12社は創設や運営にあたり、その情報共有はなされておらず、それぞれ独自に事業を行っていた。神社庁ごとに事業を開始するための手続きの対応に差はあるようである。しかし、創設の経緯や、全国的な神社の母数に比べ事業を行っている数が圧倒的に少ないことからみて、地域差に関連はないとみられる。なお、神社の数は明治期の官幣大社など規模の大きい神社は概ね古代王権があった地域に応じて濃淡がある。上記の分布はそれらに照らしても関西に多いということはできない。

神社の規模は、寒川神社と豊国神社は神社本庁指定の別表神社⁹¹⁾であるが、それ以外の10社は地域の氏神、もしくは崇敬神社である。多くは小規模の神社で、神社の社入だけでは神社の護持運営や神職の生計を立てるのが困難なため、本事業が大きな財源になっている。中には職員が100名以上いるような、地域の雇用を生み出す場になっている所もあることが判明した。

神社の祭神を見ると、少彦名命や大国主命、大己貴命といった医療や福祉にまつわる神を祭っているのは小鴨神社のみであり、祭神が事業開設の直接の契機となっていない。阿波井神社は古來からの精神病平癒の信仰が事業開設の契機になっているが、その神徳を利用して事業を開設したのではない。

宗教学者の岸本英夫は、

神道においては、崇拝の対象である神々の性格よりは、崇拝の環境である神社の境内のかもしれない雰囲気の方が、むしろ重要な意味をもっている。神道の神の性格がはっきりしないのは、歴史的な理由によるところも多いが、

神道が、神よりは、むしろ神社を中心にして発達してきたという点に負うところが多い。キリスト教を理解しようと思えば、神を理解すればよい。しかし、神道においては、祭神のみを論じていたのでは、神道はわからない。民衆は祭神の名称や性格に関しては、驚くほど、無知識であり、しかも、無知識のままで、神道の宗教的機能は、立派に果たされている。ここに神道における神の特殊な位置がある。⁹²⁾

と神道の崇拝対象は祭神の性格や神徳によらないと指摘しているが、本稿の事例からも祭神の思想と事業に関わりは見られない。

4.3. 事業の特徴

事業の特徴として、施設の名称や、建物、内装等に神社色を出さず、公立の施設の様相を呈しているところが多い。公益性の高い社会福祉法人であるからという理由だけでなく、誰にでも利用してもらえるようにという神社側の配慮や、地域のために当然のこととして行っているのも、ことさらに神社を宣伝することが主眼におかれていない様子が見られた。神道は教えを広め信者を増やす宗教ではないこと、「言挙げせず」という、取り立てて神道の施設だと言葉にしないという美徳があるという理由も考えられる。

神社の自然環境や季節感、静けさといった環境面、神道の思想がもつゆとりやおおらかさ、明るさといった性質、世代を超えた長い時間軸という時間観、人は自然の一部である、例え病や障害を持っても同じ氏子として扱われるという人間観は特徴的である。

神社本庁は1986年に『神道と福祉活動』を著しており、その中で鎌田純一は神道理念に立脚した社会福祉事業は如何あるべきか、その独自性、また限界等について述べている⁹³⁾。

ここで鎌田は、神社が古代より天真爛漫で善意にみちた底抜けに明るい人間観、社会観を持っていることを指摘しているが、本調査の結果からもそれが見てとれる。

人間観について、鎌田は神道では人間は平等と

して主張されないという重要な指摘をしている。決して平等を無視するものではないが、神々もそれぞれ個性を持ち、得意とする分を持つように、人間各個も本来的に平等ではなく、それぞれに分があり、個性、特色のあるものとし、そのような差のあることにより、むしろ人間社会が有機的に調和のあるものとみるという。

同書で平井直房は、神道の人間観には「人は神の子」であり、一人ひとりの出生は神々の恵みによるという信仰がある。あるいは、人は神から生命を戴いて生れ出るのあって、そのことを通じ人の体内には神の本質が宿っているとの信仰もある。そうした認識に立って、神の子としての一人ひとりの神聖性を拝み、その人々が独立した人格として社会におけるライフ・サイクルを完結できるよう援助の手を差し伸べることが大切であると述べており⁹⁴⁾、これらの人間観は、本調査の結果を説明するものと言える。

4.4. 事業開設の動機

事業開設の動機には、① 地域住民からの要望によるもの、② 開設者である神職の社会的使命によるもの、③ 神社を護持するための資金面という3点が明らかになった。

多くの神社で「地域のために」、「氏子のために」という言葉が聞かれ、事業は地域住民や総代などの神社役員と協議の上で開始されている。事業の多くは、神社を護持する手段となっているが、中には地域からの要請により採算度外視で事業を行っているところもある。神社本庁憲章第8条によると、神社の本義は「神社は、神祇を奉斎し、祭祀を行ひ、祭神の神徳を広め、以て皇運の隆昌と氏子・崇敬者の繁栄を祈念すること」とあるように、神社が地域のために存在しているという存在意義や社会的使命が事業開始の契機となることが分かる。

キリスト教や仏教では、教会や寺院を護持する手段としてではなく、布教教化活動を目的に事業が行われているのに比べ、神道では神社の護持が第一義にある点で特徴的である。興味深いのは、地域住民を願主とする維持発展祈願の延長線上に医療福祉が位置づけられている点である。この点

で地域貢献の内実が質的に異なるように感じられる。

神道の福祉活動は「静かな受身的活動」⁹⁵⁾と表現されている。本稿で取り上げた12社の事例を見ると、地域からの要請や外的な要因が契機となり始められていることから受身的に見えるが、事業開始に当たっての手続きや事業を展開する上において神社側の能動的な働きかけが必要であり、地域貢献を目的とした神社の主體的な意図が見てとれる。

神道の医療福祉関連事業は、他宗教と同様に社会的弱者を救済するという思想に基づいて行われているのではないかと仮定して調査を進めてきたが、仮説に反して、地域住民からの要請という受動的な理由と、地域貢献と神社護持のためという能動的理由が契機となっていることが明らかになった。これはキリスト教的世界観に包摂されているとはいいがたく、やはり神道独自の医療福祉という側面があるように思われる。

4.5. 事業開設や運営にかかる障壁

新宗教の医療事業の調査の中で井上順孝も指摘している⁹⁶⁾ように、医療福祉事業を開設し、継続していくには、かなりの財源が必要となる。宗教法人は公的な援助が受けられないことから、設備を整える上での資金は神社の財源を使用することになり費用がかかる。すでに保育園等を運営し、社会福祉法人を取得していると手続きや資金調達面で新規事業に展開しやすいようであるが、容易なことではない。

研究結果からも明らかのように、寒川神社や小鴨神社では神社の宗教法人を利用して事業を開設するにあたり、神社本庁を通して、宗教法人法における神社規則を変更する手続きに労力を費やしたという。これは、境内地を貸付する場合も同様で、神社庁によって差があるようだが、多くの神社で手続きが大変だったという声が聞かれた。

宗教法人で事業を行う場合は神道の宗教性を出して事業を行うことができる反面、公的資金の補助は受けられない。社会福祉法人を取得して事業を行う場合は、資金の補助を受けられるが、宗教性を出さずに事業を行わなければならないという

制約がある。

また、神社本庁憲章第10条に「境内地は、常に清浄にして、その森厳なる風致を保持すること」と定められており、神社の景観を守ることや穢れへの配慮が必要となる。特に、病院や高齢者施設のように死者が出ると想定される場合、伊和志津神社や豊国神社ではあらかじめ境内に霊柩車を止めないというような取り決めを行っておくなどの対策を講じている。

5. お わ り に

5.1. 神道思想からみた医療福祉関連事業の意義

本研究によって、神道と医療福祉に関連する事業の実態とその全体像が明らかになった。神道では、キリスト教や仏教とは異なり、病や障害を持った社会的弱者を救済するという思想に基づいてこれらの事業を行っているのではなく、地域住民からの要請という受動的な理由と、地域貢献と神社護持のためという能動的理由が契機となることが判明した。この結果を、神道の思想から考察する。

先に述べたように、神道は教義や教典、個人救済や終末思想がない点で他宗教と異なる。神道神学を研究した上田賢治は、定められた教義がないからといって、何を信じてよいことを保証するものではなく、神話や制度、習俗に神道の神学が隠されているという⁹⁷⁾。

神道の神話は「国生み神話」と呼ばれているが、国土は神によって生まれ、常に新しい生命によってその営みが永遠に継承されていくと考えられている⁹⁸⁾。死後の世界は複数登場し、特定されていないが、現実世界と連続的な死者の世界が現実の位相としてあり、天国や浄土のように、「この世」と隔絶した理想世界を持たない⁹⁹⁾。

神道の神は超越的な唯一神ではなく、全知全能でもない。大小強弱の神があるが、日本人は強大な神のみを祀って、弱小の神々を排除するようなことはしてこなかった。これは、個別存在の持つ「いのちのちから」に聖なるものを見ているからではないかと上田はいう¹⁰⁰⁾。そして、人間は神の血縁の子として、受容・肯定された存在であり、

神々同様個別性を持つ¹⁰¹⁾多様社会が現実世界として認識されている。

上田の言説を踏まえると、神道では、人間は神と血縁関係にあり、生まれながらに祝福された存在で、神々も人間もこの世の発展のためにそれぞれ個別の働きを持つことになる。古事記・日本書紀神話の説くところによれば、神々の作った国土は永遠に生成発展していくため、世界の終わりは想定されていない。死者はこの世と離れた理想世界には行かず、死後もこの世に留まり続けるのである。

一方、社会的弱者を救済するという発想の背景には、絶対観という一元的な思想を前提としている。すなわち、超越者や理想郷といった完全性の対極に人間やこの世を捉えているのである。ここには、不完全なものを補うという発想が介在する。

神道の神観や世界観、人間観は多元的かつ多様性を是認し、それらは発展していくと考えられていることから、完全性という視点や不完全なものを補うことを想定していない。病や障害を持っても、それぞれ個別の働きを持つものと捉えられているので、それらを是正するという発想に至らないと考えられる。もちろん病氣や怪我を放置してよいという意味ではない。神道における禊ぎや祓えの思想に照らしても、病や怪我、障害はあたかも穢れのように外的に付着したものという見方があり、それらを取り除けばその人の本性は清明であるという認識がある。

また、神道の人間観や社会観は個人一世代だけではなく、先祖から子孫へ続く縦のつながりと地域共同体という横のつながりをその思想の根底に持つ。このことから、医療福祉に関連する事業が広く地域社会からの要請や地域貢献になる場合には、共同体の存続と発展という目的に従って行動が起こされるとみられる。

神社は本来、氏族や共同体の安寧を祈る場であった。平安時代に密教などの影響により、神道でも個人祈願や現世利益を行うようになり、明治期に西洋化したことで個人思想が進み現代に続いているように見える。しかし、本研究から神道は古代の共同体思想を色濃く残していることが明らかになった。

先に述べたように、神道の社会事業は「他宗教に比し劣勢」と見られ、仏教やキリスト教と比べてみてもその数の差は歴然としている。確かに、キリスト教や仏教、新宗教などから見ると、神道は社会的弱者を救済するということをしていないので、「劣勢」に見える。しかし、神道は神道の神観や世界観、人間観に基づき、地域社会の存続と発展という「地域貢献」を目的に神道なりの宗教活動や社会事業を行っているのである。

つまり、キリスト教や仏教と神道とでは、それぞれ目指す社会像や人間像が存在し、それに近づける手段としてこれらの事業を行っている点で同じと言える。しかし、その前提となる神観や世界観、人間観が異なる。前者は個人を前提に、足りないものを補うという発想で事業を行っているのに対し、後者は共同体を前提に、すでにあるものをさらに発展させるという発想で事業を行っている。これが、社会的弱者という個人救済をしないという言葉の意味と考えられる。

5.2. 本研究の課題と展望

お盆は仏教行事になっているが、仏教では本来死者は輪廻から解脱し、浄土や空の世界に行った後はこの世に戻ってこないはずなのに個性を失わずに戻ってくる。また、日本人の受容したキリスト教は「日本的キリスト教」と呼ばれるように、キリスト教を表層的に理解するにすぎず、心の深部では依然として強く伝統的な信仰心を保持していることがあるという¹⁰²⁾。一般に意識されず、言語化もされないが、神道的な神観、世界観、人間観は日本人に深く浸透している。

超高齢化、多死社会を迎え、厚生労働省では、かつての施設収容から住み慣れた地域で最期まで過ごせるよう政策を進めている。このことから、今ある資源を利用することが、時代や国の政策とも合致するとみられる。小鴨神社や鶴見神社の事例のように、境内にすでにある社務所や参集館などの施設を利用するという方法は参考となる。また、一部の神職が行っているように、地域にすでにある高齢者施設などに神職が出向いて交流を行うという方法も考えられる。

日本人の死生観の根底を担い、地域に根ざした

神社が基幹となって医療福祉事業に携わることができれば、地域で暮らす病や障害を持った人々へ新たな役割を生み出すことができるのではないだろうか。社会的弱者を救済しない神道であっても、広く地域社会の要請があれば、事業を行う動機になりうる。また、人口減少と過疎化に伴い、将来的には神社の統廃合が進むと予測されている中で、神社を護持していく手段にもなるであろう。

神社本庁には、関連団体として「全国神社保育団体連合会」や「全国教育関係神職協議会」のように保育や教育に携わっている神社が加盟する組織がある。これらに倣い、医療福祉関連事業を行っている神社が「全国神社医療福祉関連事業連合会」のような組織を作り、情報共有や、新規事業参入神社への情報提供等の活動を行うこともできるのではないだろうか。

神道の医療福祉関連事業について、これまでまとまった研究や調査がなされていなかったが、本研究によりその実態が明らかになった。

事業運営に関しての制度や法律、財政に関わること、他宗教との詳細な比較については今後の課題としたい。

謝辞 本研究は、「ターミナルケアにおける神職の可能性」¹⁰³⁾ 及び、「神社界の医療福祉活動」¹⁰⁴⁾ を再調査し、加筆修正したものによる。本研究に際しまして多くの方からのご協力を賜りました。感謝申し上げます。本研究の一部は上廣倫理財団から助成を受けたものです。

注

- 1) 生江孝之『日本基督教社会事業史』教文館出版部、1931年。
- 2) キリスト教年鑑編集委員会編『キリスト教年鑑2022～2023』株式会社キリスト新聞社、2022年。
- 3) 森永松信『社会福祉と仏教』誠信書房、1975年。
- 4) 長谷川匡俊研究代表『仏教系社会福祉施設・団体一覧：仏教系社会福祉事業・活動統計一覧』科学研究費補助金（基礎研究（B）（1））研究成果報告：平成12年度-平成14年度 戦後仏教系社会福祉事業の歴史と現状に関する総合研究；資料編2）淑徳大学長谷川研究室、2003年。
- 5) 中西直樹『仏教と医療・福祉の近代史』法蔵館、2004年。

- 6) 井上順孝「医療へのかかわり」井上順孝ほか編『新宗教事典』, 弘文堂, 1990 年.
- 7) 神社本庁編『神社の教化活動』神社新報社, 1984 年, 75-83 頁.
- 8) 平井直房『神道と神道教化』神社新報社, 1993 年, 244-248 頁.
- 9) 呉秀三『我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設〔複製版=1977 年〕』精神医学神経学古典刊行会, 1907 年., 兵頭晶子「2 つの阿波井神社の歴史から」治療の聲 7(1), 2006 年, 41-44 頁. など.
- 10) 河島修「宗教と福祉文化」一番ヶ瀬康子, 河島修他編『福祉文化論』有斐閣, 1997 年, 73 頁.
- 11) 平井直房「神道と福祉」神社本庁編『神道と福祉活動』神社本庁, 1986 年, 25 頁.
- 12) 櫻井治男「神社神道と社会福祉」『戦後における神社界の福祉活動に関する基礎的研究』平成 13 年度・14 年度 皇學館大学特別研究費報告書, 2003 年, 6 頁.
- 13) 藤本頼生『神道と社会事業の近代史』弘文堂, 2009 年, 497-498 頁.
- 14) 大田晋「政策・制度・法律からみた『医療福祉』」『川崎医療福祉学会誌』, 2007 年, 39-50 頁.
- 15) 病院や福祉施設内に設置される神社に関して, 筆者は「神職におけるターミナルケアの可能性」京都大学大学院人間・環境学研究科修士学位論文の中で調査研究しており, 別稿で発表する予定である.
- 16) 上田賢治『神道神學』神社新報社, 1990 年, 8 頁.
- 17) 明治時代に政府機関より分派独立し, 公認された神道系宗教団体の総称.
- 18) 上田賢治『神道神学論考』原書房, 2004 年, 186-189 頁.
- 19) 森永松信『社会福祉と仏教』誠信書房, 1975 年, 393 頁.
- 20) 同上, 405-407 頁.
- 21) 吉田久一『社会福祉と日本の宗教思想: 仏教・儒教・キリスト教の福祉思想』勁草書房, 2003 年, 2 頁.
- 22) 高森敬久「キリスト教信仰と社会福祉実践」日本キリスト教社会福祉学会編『社会福祉実践とキリスト教』ミネルヴァ書房, 1998 年, 31 頁.
- 23) 日本基督教社会福祉学会調査研究委員会『現代のキリスト教社会福祉: 意義・現状・課題: 全国調査報告書』日本基督教社会福祉学会, 1997 年.
- 24) 中垣昌美「プロローグ」日本仏教社会福祉学会編『仏教社会福祉入門』法蔵館, 2014 年, 3 頁.
- 25) 同上, 4 頁.
- 26) 森永松信, 前掲書, 437 頁.
- 27) 櫻井治男「神道社福学会の発足を」『中外日報』2001 年 9 月 1 日.
- 28) 藤本頼生, 前掲書, 468 頁.
- 29) 同上, 599 頁.
- 30) 神社本庁編『新編神社実務提要』神社新報社, 1999 年, 8 頁.
- 31) 神社本庁『月刊若木』の附録. 毎年 12 月末日に調査された集計結果が翌年 6 月に発行されている.
- 32) 神社本廳 総務部神社課 課長 渡邊剛氏からの情報による.
- 33) 神社新報社 関西支局 支局長 (当時) 松本滋氏からの情報による.
- 34) 文部省大臣官房宗務課発行の「宗教関係 社会事業施設一覧」(発行年は不明であるが, 1 頁目の備考に「この表中上段の数字は昭和 24 年 6 月 30 日現在数を示す」と記されている) という資料に, 神社本庁下で 1 件「北海道神社医療部」と記載がある. 2023 年 5 月に北海道神社 (現北海道護国神社・北海道旭川市) の宮司小野雄一氏に問い合わせたところ, 「医療部」というのは存在しないが, 大祭時に参拝者のために近隣の医療施設から看護師を呼んで救護部を組織しており, そのことではないかとのことであった.
- 35) 厚生労働省「令和 3 (2021) 年医療施設 (動態) 調査・病院報告の概況」(2023 年 3 月 25 日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/21/dl/02sisetu03.pdf>)
- 36) 厚生労働省「令和 3 年社会福祉施設等調査の概況」(2023 年 3 月 25 日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/21/index.html>)
- 37) 2013 年 9 月 8 日に寒川神社 宮司 利根康教氏, 榎宜 (当時) 石腰亮氏, 寒川病院 事務長 尾崎政則氏から, 2019 年 9 月 17 日に再度訪れ, 権宮司 石腰亮氏, 寒川病院 事務長 尾崎政則氏から聞き取り調査及び寒川神社と寒川病院の見学を行った.
- 38) 寒川神社編『寒川神社誌』寒川神社, 2013 年.
- 39) 神社本庁編『神社の教化活動』, 前掲書, 76 頁.
- 40) 同上, 75-79 頁.
- 41) 寒川神社編, 前掲書, 95-98 頁, 276-277 頁.
- 42) 神社本庁編, 『神社の教化活動』, 前掲書, 76-77 頁.
- 43) 同上, 75-79 頁.
- 44) 同上, 79 頁.
- 45) 櫻井治男『神道の多面的価値: 地域社会と宗教研究・福祉文化』皇學館大学出版部, 2014 年, 196 頁.
- 46) 同上, 196 頁.
- 47) 2014 年 11 月 30 日に小鴨神社 宮司 井上智史氏から聞き取り調査及び小鴨神社と事業所の見学を行った.
- 48) 小鴨神社社務所『小鴨神社参拝の栞』
- 49) 2016 年 9 月 26 日に阿波井神社 宮司 梅野幸彦氏, 阿波井神社総代会 会長 中野久太郎氏, 鳴門シーガル病院 常務理事 高橋徹氏, 鳴門シーガル病院 事務部長 (当時) 横瀬裕美氏から, 2017 年 12 月 15 日に再度訪れ, 梅野幸彦氏, 中野久太郎氏, 横瀬裕美氏から聞き取り調査及び, 阿波井神社の調査を行った.
- 50) 2019 年 3 月 22, 23 日に再度訪れ, 鳴門シーガル病院 精神保健指定医 澤田和之氏, 鳴門シーガル病院 看護部長 (当時) 古川信二氏, 横瀬裕

- 美氏から聞き取り調査及び鳴門シーガル病院の見学を行った。
- 51) 2019年10月15日に再度訪れ、鳴門シーガル病院 元参事 石田博氏、鳴門シーガル病院 元事務部長 横瀬裕美氏、鳴門シーガル病院 元事務次長 高橋まり子氏から聞き取り調査を行った。
 - 52) 徳島県神社庁教化委員会編『徳島県神社誌』徳島県神社庁、1981年、95頁。
 - 53) 阿波井島保養院五十年史編集委員会『阿波井島保養院五十年史』阿波井島保養院、1978年。
 - 54) 小渦会 九十年史編集委員会『創立九十周年記念誌』社会福祉法人小渦会、2018年。
 - 55) 呉秀三、前掲書
 - 56) 阿波井島保養院五十年史編集委員会『阿波井島保養院五十年史』阿波井島保養院、1978年。
 - 57) 2014年10月31日に八幡神社 宮司 志賀稔氏、社会福祉法人八幡会総合施設長 志賀広子氏から、2018年11月12日に再度訪れ志賀稔氏、志賀広子氏、社会福祉法人八幡会 副施設長 志賀大輔氏より聞き取り調査及び八幡神社と施設の見学を行った。
 - 58) 平井直房『神道と神道教化』前掲書、245頁。
 - 59) 社会福祉法人八幡会・論文編集委員会編『記念誌/惟神三十五・二十五・二十』社会福祉法人八幡会・論文編集委員会、1988年、17頁。
 - 60) 平井直房『神道と神道教化』前掲書、245頁。
 - 61) 社会福祉法人八幡会・論文編集委員会編、前掲書、32頁。
 - 62) 2014年10月31日及び2018年11月12日に社会福祉法人悠久会 理事の永代秀顕氏より聞き取り調査及び猛島神社と施設の見学を行った。
 - 63) 猛島神社社務所『猛島神社』猛島神社社務所、1983年。
 - 64) 神社本庁編『神社の教化活動』前掲書、81頁。
 - 65) 同上、80-81頁。
 - 66) 神社新報社「精薄の子らとともに：寺田宮司の苦節十五年」『神社新報』1984年1月16日、3面
 - 67) 神社本庁編『神社の教化活動』前掲書、82頁。
 - 68) 2013年12月及び2017年11月21日に社会福祉法人梅林会 理事長 齋藤隆氏より聞き取り調査及び塩釜稲荷神社と梅の里の見学を行った。
 - 69) 栃木県神社庁編『栃木県神社誌』栃木県神社庁、2006年。
 - 70) 神社新報社「親しんだ場所に施設を：神社に特別養護老人ホーム」『神社新報』2000年3月27日、4面。
 - 71) 2015年11月29日、2019年5月12日、2021年6月19日に鶴見神社 宮司 花谷幸比古氏より聞き取り調査及び鶴見神社と鶴見鍼灸院の見学を行った。
 - 72) 鶴見神社『鶴見神社由緒書』
 - 73) 2020年11月10日に現地を訪れ、志茂熊野神社 権欄宜（当時）月見光秀氏（現欄宜）、熊野神社 総代会 会長 富田昶氏より聞き取り調査を行った。
 - 74) 北区史編纂調査会編『北区史：都市問題編』東
 - 京都北区、1994年、3頁。
 - 75) 2020年11月30日に現地を訪れ、岩屋神社 宮司 室田一樹氏より聞き取り調査を行った。
 - 76) 2021年7月6日に現地を訪れ、老人保健施設 いわやの里 主任 吉田美保氏より聞き取り調査を行った。
 - 77) 「岩屋神社史」編纂委員会編『岩屋神社史』つむぎ出版、2013年。
 - 78) 2020年12月19日に現地を訪れ、豊国神社 宮司 吉田武雄氏より聞き取り調査を行った。
 - 79) 2021年5月8日に現地を訪れ、地域密着型ケアセンターいまくまの 管理者 加賀爪亮多郎氏より聞き取り調査を行った。
 - 80) 豊国神社『豊国神社由緒書』
 - 81) 2020年10月6日に現地を訪れ、阿麻美許曾神社 宮司 松宮安敬氏より聞き取り調査を行った。
 - 82) 2020年10月12日に現地を訪れ、特別養護老人ホームゆめあまみ 施設長 寺本節子氏より聞き取り調査を行った。
 - 83) 阿麻美許曾神社『阿麻美許曾神社由緒書』
 - 84) 2021年3月8日及び同年7月12日に現地を訪れ、伊和志津神社 宮司 木田隼人氏より聞き取り調査を行った。
 - 85) 2021年7月12日に現地を訪れ、グッドタイムリビング 宝塚逆瀬川 ジェネラルマネージャー（当時）西平佳嗣氏、サブジェネラルマネージャー（当時）梅田靖則氏（現ジェネラルマネージャー）より聞き取り調査を行った。
 - 86) 伊和志津神社『伊和志津神社由緒書』
 - 87) 境内地を売却し、病院を建てている事例もあるが、売却したものは含めていない。
 - 88) 同法人で多施設を運営しているところが複数あるが主運営のものを記載した。
 - 89) 阿波井島保養院五十年史編集委員会、前掲書、54頁。
 - 90) 藤本頼生「神社神道の福祉事業史：神社本庁の教化活動を中心として」『皇學館大学神道研究所紀要』19、2003年、25-31頁。によると、社会福祉の視点から神社本庁の教化活動の歴史を捉え、福祉的活動に関連する動きを ①終戦後から昭和30年、②昭和31年から昭和49年、③昭和50年から平成元年、④平成2年から現在の4つの時期に区分している。
 - 91) 神社本庁が全国の神社のうちで由緒、活動などを考慮して定めた神社で、同庁の役職員進退に関する規程第五条において、「別表に掲げる神社」として特定された神社の通称。
 - 92) 岸本英夫『岸本英夫集第1巻 宗教と人間』溪声社、1975年、59-60頁。
 - 93) 鎌田純一「神社と社会事業」神社本庁編『神道と福祉活動』神社本庁、1986年、1-10頁。
 - 94) 平井直房「神道と福祉」神社本庁編『神道と福祉活動』神社本庁、1986年、28頁。
 - 95) 櫻井治男「神社神道と社会福祉」『現代宗教』2002年、251-264頁。
 - 96) 井上順孝、前掲書、580頁。
 - 97) 上田賢治、前掲書、2頁。

- 98) 同上, 110 頁.
- 99) 同上, 64-66 頁.
- 100) 同上, 37 頁.
- 101) 同上, 99 頁.
- 102) 鈴木範久「日本のキリスト教」小野泰博, 下出積興ほか編『日本宗教事典』弘文堂, 1994 年, 559 頁.
- 103) 金田伊代『ターミナルケアにおける神職の可能性』京都大学大学院修士学位論文, 2015 年.
- 104) 金田伊代「神社界の医療福祉活動」阪本是丸編『神道宗教』244, 神道宗教学会, 2016 年, 127-129 頁.

Shinto Activities in Medicine and Social welfare

Iyo KANEDA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary Throughout world, from East to West, medicine and social welfare have developed hand in hand with religion. However, little research has examined the relationship of medicine and social welfare to Shinto, the traditional religion of Japan. This paper overviews medical and welfare businesses currently conducted by Shinto practitioners, to clarify their characteristics and the role that Shinto plays for people with illnesses and disabilities.

This survey located 12 Shinto medical and welfare businesses, established by priests with a sense of social mission for their communities. Although most of them present the appearances of public facilities without emphasizing their religious dimensions, they embody traditional Shinto religious beliefs.

Our research reveals that these Shinto businesses derived not from any idea of helping the socially vulnerable, but rather from Shinto views of God, the world, and human beings; the purpose of such activities was to contribute to the survival or development of their communities.

Keywords: Shinto, shrine, medical, social welfare service, polytheism, comparative religious studies